

議提第3号

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和4年6月24日

小松島市議会議長 米崎賢治 殿

提出者	小松島市議会議員	広田 和三
	〃	杉本 勝
	〃	出口 憲二郎
	〃	池淵 彰
	〃	南部 透
	〃	四宮 祐司

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書

コロナ禍や物価高騰，ロシアによるウクライナ侵攻等が日本経済に深刻な影響を与える中，令和5年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしている。

これまで，基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税を免除されていたが，インボイス制度の登録事業者になれば，売上高にかかわらず納税義務が発生することとなる。しかし，取引先が消費税の仕入税額控除を受けるためには登録事業者が発行するインボイスが必要となるため，登録していない事業者は取引から排除されることが懸念されている。

景気の後退により大きな打撃を受けた中小事業者や個人事業主は，事業継続や雇用維持に懸命に取り組んでおり，新たな負担を強いるインボイス制度は，再起を図る事業者の重い足かせとなる。中小事業者や個人事業主にとって，仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況であり，このままでは，インボイス制度の実施を契機とした廃業の増加，さらには地域経済の衰退を引き起こすことになりかねない。

よって，国及び政府に対し，中小事業者や個人事業主の事業存続と再生のために，インボイス制度の実施中止を強く求める。

以上，地方自治法第99条の規定により，意見書を提出する。

令和4年6月24日

小松島市議会

提出先

内閣総理大臣	岸田	文雄	殿
衆議院議長	細田	博之	殿
参議院議長	山東	昭子	殿
総務大臣	金子	恭之	殿
財務大臣	鈴木	俊一	殿
経済産業大臣	萩生田	光一	殿